

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 刈谷市立あおば保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 安井 成世	定員（利用人数）： 160名（143名）
所在地： 愛知県刈谷市神明町3-501	
TEL： 0566-22-1235	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 平成21年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 株式会社 トットメイト	
職員数	常勤職員： 28名 非常勤職員： 31名
専門職員	(園長) 1名 (看護師) 2名
	(主任) 1名 (業務士) 5名
	(保育士) 43名 (保育補助) 7名
施設・設備の概要	(居室数) 12室 (設備等) 保育室・遊戯室・調理室

### ③理念・基本方針

#### ★理念

- ・法人 個別のニーズに合わせた保育サービスを提供する
- ・施設・事業所 子育て支援を通して、地域社会に貢献する

#### ★基本方針

子ども1人1人の理解を深め、発達に応じた援助をする  
 子どもの育ちにつながる環境作りに努める  
 園と家庭、地域の連携を密にし、子どものよりよい成長を図る  
 職員相互の信頼感を大切にし、協力して保育目標の達成に努める  
 職員が保育に関する幅広い教養と専門知識を深める

### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・毎日のカリキュラムによる発達把握と援助
- ・子どもが主体となる遊びの工夫
- ・保護者へのきめ細やかな対応
- ・行事（運動会・作品展・生活発表会）への取り組み

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 6年 6月12日(契約日) ~ 令和 7年 2月25日(評価確定日) 【令和 6年 8月30日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成30年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆組織全体での保育の質の向上に向けた取組み

法人本部のサポート体制が充実しており、採用、運営管理、育成、コーディネーター、営業、総務、ES、本部と、8つのグループに分かれ、それぞれのグループが特化したサポートを行っている。その中でも、スタッフ育成グループが行っている新入社員から幹部職員までの階層別の職員研修は、職位別に期待する職員像が明記され、職位ごとにカリキュラムが組まれている。また、個々の職員についての「年間行動計画」及び「四半期ごとの短期目標」を立て、毎月の面談で達成度の進捗確認を行っている。年2回の自己評価後には直属上司と園長の面談を行っており、組織全体で保育の質の向上に向けた取組みが行われている。

◆主体性を大切にされた保育

本年度の重要努力項目でもある「自分の気持ちや考えを、いろいろな方法で表現できるような主体性を育てる」に向け、組織全体で取り組んでいる。日常の保育の中で常に子どもの様子や活動に目を向け、自分がやりたい活動を選べるように配慮し、職員全体で「子どもが主体性を持てるような言葉掛け」研修で学んだ声かけを実践し、子どもたちが主体的かつ肯定的になれるような保育を実践している。

◆保護者との信頼関係

前回の第三者評価受審でも高い評価を得ていた保護者との信頼関係の構築だが、そのノウハウを継続的に実施している。さらに、園内で検討を重ねて改善していく中で、保護者アンケートでは「園に対する信頼感」が非常に高いものとして評価された。保護者支援として、子どもだけでなく保護者にどのようなしたら喜んでいただけるかを考え、園の決まりとして対応時に必ず子どもの様子を伝える取組みや、日常の保育の様子をアプリで配信するなど、様々な取組みの成果と言える。

◇改善を求められる点

◆地域に還元する取組み

園は地域にとっての貴重な社会資源であり、園が地域社会における福祉の向上のために役割を果たす使命をも持っている。その点に改善の余地が残っている。法人本部や園が有する保育に関するノウハウや専門的な情報、例えば離乳食や食物アレルギー用のレシピの提供、SIDS（乳幼児突然死症候群）の知識や情報の提供などを行い、知的、物的な園の社会資源を地域に還元する取組みに期待したい。

◆園独自の文書（マニュアルや記録）の見直し・検討

市の指定管理を受ける園であることから、市や法人本部と連携して文書（マニュアルや書類、記録など）の作成を行っている。そのためか、地域性を踏まえた園独自の部分はまだ少ない。園が立地する町の土地柄を踏まえ、大規模災害時のBCP（事業継続計画）の策定や各記録の様式、行事終了後のアンケート等、様々な取組みを園主体で行えるような仕組みの確立のため、改めて見直し・検討に期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受けて、当園の保育に対する姿勢や取り組み方等について、改めて見直す良い機会になりました。  
子どもも保護者の方も常に安心できる保育園であるように、また地域の子育て支援のひとつの拠点となるように、努力していきたいと思います。ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
＜コメント＞ 理念、基本方針は「保育園経営案」や「入園のしおり」、ホームページに記載している。保護者へは入園説明会や入園式において、園長から入園説明会用の資料より説明を行っている。保護者アンケートにおいても、資料の配付及び園長からの説明について確認出来た。職員に関しては、入職時の職員研修時及び毎月開催している全体会議で全員で唱和している。			

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
＜コメント＞ 法人本部事において統括管理を行っており、社員総会において全職員に向けて説明を行っている。市の「子育てコンシェルジュ」に園長が参画をすることで、地域でのニーズを把握している。今後は社会福祉事業全体の動向や福祉計画の内容の把握に努め、経営環境を適切に把握・分析することを期待したい。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・③・c
＜コメント＞ 法人本部事業部において経営状況の把握・分析を行い、年1度の社員総会において全社員に向けて資料の配付及び説明を行っている。重要な部分についてはQRコードから期間限定のYouTubeサイトへ移行し、動画による説明を視聴することが出来る。さらに、視聴を行ったことをチェック表で確認している。法人全体の取組みであるため、園としての取組みを期待したい。			

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	④・b・c
＜コメント＞ 刈谷市立保育園の基本理念や基本方針を反映した「刈谷市子ども・子育て支援事業計画」に沿った取り組みを行っており、法人本部では、課題や問題点を踏まえた中長期の収支計画を作成し、毎年の決算期において見直しを行い、方向修正を行っている。これらを、本部職員へのヒアリングから確認をすることが出来た。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	⑤・b・c
＜コメント＞ 事業年度ごとの「保育園経営案」の「全体的な計画」において、中・長期計画を踏まえた課題や問題点を解決するための事業計画を策定している。収支計画については、社員総会の資料及び3ヶ年計画において確認をすることが出来た。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画書については、法人本部を中心に園長会を通して職員からの意見の集約を行い、事業計画及び収支計画（トット保育園3ヶ年計画）に反映させている。また、職員への周知に関しては、社員総会で毎年説明を行い、決算ごとに評価及び見直しを行っている。園独自の事業計画や収支計画を、個別で作成することを期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画書の一部については、入園説明会において入園説明会用の資料の配付及び園長からの説明により保護者等へ周知を図っている。しかし、保護者アンケートの結果からは、周知の度合いが低いため、今後、周知と理解を促進するための創意工夫することが望ましい。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上に向けた取組みは、法人本部が中心になって行っており、採用、運営管理、育成、コーディネーター、営業、総務、ES、本部とグループを分け、それぞれのグループがプロフェッショナルとして活動することで、園の下支えになっている。計画的に第三者評価を受審し、苦情に関しても園で窓口を設け、その都度適切に対処している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 市の保護者アンケート調査の結果を園の掲示板に掲示し、その結果を踏まえてリーダー会で改善策を検討して実行している。必要な場合は全体会議で取り上げ、職員間で情報共有を行っている。ただ、これまでの改善は計画性に乏しいため、今回の第三者評価受審の結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な取組みを行うことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 「保育園経営案」の「運営機構の表」において文書化し、全体会議の場で園長の役割と責任を職員及び保護者等へ周知を図っている。また、有事においては「保育園経営案」の「自衛消防組織編成表」と「地震防災活動隊」において文書化し、園長の役割と責任を職員へ周知を図っている。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 園長中心に、市が開催する研修会やコドモンが開催する研修会、市の園長会などに積極的に参加している。そこで、遵守すべき法令等の周知や関係法令の法改正などの情報を収集し、職員周知が必要な部分については全体会議やリーダー会で情報の共有を行っている。関連法規に関し、職員の周知、理解度を確認する仕組みづくりが求められる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員個々がマニュアルに従って毎年4月～5月に「年間行動計画」及び「四半期ごとの短期目標」を立て、毎月リーダーによる面談時に達成度の確認を行っている。また、10月と3月には「自己評価」を基に直属上司の面談と園長との面談を行い、法人本部へ報告している。法人本部の部長は、報告されたデータを基に人事考課を行っている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 「保育園経営案」の「運営機構」と別表の「組織図」から、園長を中心とした組織作りが確認できる。また、法人本部で管理しているトットネットを、勤怠管理や職員間の情報の共有に活用し、市と同時期に導入したコドモンでは、子どもの登降園の管理や保護者等との情報共有に活用している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員の募集、採用や教育・研修を本部の人事グループやスタッフ育成グループが担っている。ホームページに採用情報のページを別に設け、新人採用、中途採用やパート採用、各職位において求める人物像を明記している。採用までの流れやフォロー面談、研修についても記載がある。各職位ごとに社内研修が生まれ、採用から人材育成まで組織的な取組みを行っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 毎年10月と3月に、職位により内容は異なるが約33項目について自己評価を行っている。法人本部の育成グループ策定の職位ごとの年間研修計画に基づいて研修を行い、研修後には「トットメイト研修報告書」を作成し、園長が評価と個人面談を行って各職員へフィードバックを行っている。年度末には本部の人事部において人事考課を行い、本人へも報告している。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 5勤務2休日の希望シフト制を採用している。有給休暇の取得については、毎月のシフト表作成時に主任が全職員の勤務調整を行い、全職員が平等に有給休暇の取得が出来るよう配慮している。産前産後休暇や育児休業も取得しやすく、働きやすい職場の環境づくりとワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを行っている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 職員一人ひとりが年間行動計画と四半期ごとの短期目標を立て、毎月、各リーダーによる5分から10分程度の面談を行い、達成状況の把握を行っている。園長との定期面談では、職員の良いところや改善点について、園長から指摘するのではなく、出来る限り職員が自ら気づき、改善していけるよう工夫している。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 法人本部のスタッフ育成グループが企画運営を行っている教育・研修は、法人が明確にした「期待する職員像」を基に、それぞれの職員に合わせたカリキュラムとなっている。スタッフ育成グループが、入社時の勤務開始前から勤務開始後のフォローや教育までを一貫して担当し、体系的な教育や研修を実施している。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 法人本部のスタッフ育成グループが、体系的な研修を組んでいる。入社時の「導入研修」を継続する年6回のフォローアップ研修や、年3回の「中途社員研修」、入社2年目以降に実施する年3回の「スキルアップ研修」、3年目以降に実施する「外部研修」（年2回）など、研修機会は十分に確保されている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「保育園経営案」の「全体的な計画」に保育実習生の受入れについての記載と、ホームページにも体験実習についての記載があり、年間5人～6人の受入れを行っている。受入れに関しては、市から依頼を受け各学校と連携して取り組んでいる。受入れについてのマニュアルに基づき、園長と主任が受入れを行い、現場においては各リーダーが実習指導を担当している。		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 運営に関しては本部が一括管理を行っており、「入園のしおり」やホームページにおいて、法人の理念や基本方針、保育目標や事業計画、苦情・相談の体制について明記している。「苦情」や「相談」については随時対応を行い、掲示板等で公開を行っている。今後、財務状況についての情報公開を行い、運営の透明性を確保されたい。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 園の財務関係は主に法人本部で管理を行っており、園における小口現金の取扱いについては、事務職員が行っている。必ず領収書と使用用途や個数などを記載し、月に2回は金種表を使用して残高の確認を行い、主任及び園長のチェックも行っている。本部の財務等に関しては、弁護士、税理士や社会保険労務士など専門家による監査支援等を受けている。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「保育園経営案」の中の「全体的な計画」や「年間行事計画」において、地域との交流を広げるための取組が記載されている。具体的には、「保育所体験（12回/年）」や「ごみゼロ活動」、「グリーンカーテン」、「植栽計画」、「サッカー教室」、「科学体験教室」、「小学校一日入学」等である。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  「保育園経営案」の中の「全体的な計画」において、ボランティアの受入れについて明記している。ボランティアの受入れについては、園長と主任が「ボランティア受入れマニュアル」に従って受入れを行っている。職場体験の受入れも「保育園経営案」の中の「全体的な計画」に記載があり、毎年、受入れを行い、学校教育への協力態勢を示している。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  園長が市で行われている保育コンシェルジュ研修（数回/年）、小学校教師との意見交換会（1回/年）、幼・保・小連絡会議（1回/年）へ参加している。園長会へも必ず参加し、市との連携や情報収集を行い、地域の共通した問題解決に向けて協働して取り組んでいる。さらに、地域のネットワーク化に向けた取組を積極に行っている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  地域の民生委員児童委員の訪問の受入れ（2回/年）を行い、園長が市の子育てコンシェルジュの研修（数回/年）に参加し、地域の福祉ニーズや生活課題を把握するように努めている。また、「保育所体験」においては、保護者等からの子育て相談などの支援を積極的に行っている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ① ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;  市の子育てコンシェルジュなどへの参加により、地域の保育ニーズや課題の解決策として、一時保育や保育所体験などを行っている。今後は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域に還元する取組を実施することを期待したい。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもを尊重した保育については、毎月職員全体で理念や基本方針を読み合わせたり研修を実施することで、組織としての共通理解が進んでいる。また、人権紙芝居を通して、子どもの基本的人権や配慮についても園全体で学んでいる。今後は、子どもを尊重した保育に関する基本姿勢や規程などを策定し、保護者への理解を図る取組みが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの権利擁護についての規程やマニュアルが整備され、職員理解も図られている。プライバシーに配慮した保育については、オムツ交換が他の場所から見えないような工夫や、年齢に応じてトイレを分けたり、排泄に失敗した子どもが別の場所で安心して着替えられるよう配慮している。今後は、保護者周知に向けた取組みとして、権利擁護に関する内容の明文化が求められる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用希望者に対しては見学を随時受け付け、園長や主任が対応している。説明内容も都度見直し、丁寧な説明に努めている。保育所体験を毎月1回実施し、利用希望者に園の活動を見学する機会を提供している。継続的な対応に向け、見学者名簿を作成したり、より分かりやすく説明するために、園の特徴を紹介したパンフレットやリーフレット等の資料の作成に期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時の面接や資料の配布などを通じて、保育の開始や変更について分かりやすく説明し、同意も得ている。説明にあたっては、保護者が理解しやすいよう内容を随時見直し、保育内容の変更に関してはその都度掲示や書面で周知している。また、配慮が必要な保護者に対しては、専門のカウンセラーと一緒に面談するなど、適正な説明と運用が図られている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の利用が終了した保護者には、園長や主任が担当者となって相談窓口を設置している。また、転園や退園の際の説明などは適切な対応ができていたが、保育の継続性に対する配慮に関しては現状口頭での説明に留まっている。転園に関する対応マニュアルや保護者への引継ぎ文書、相談記録などの作成が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>利用者満足の上昇を目的とする取組みとして、定期的な保護者懇談会を実施し、年度末の市のアンケートを基に満足度の把握に努めている。日々の保育の中で、子どもの様子をしっかりと把握し、反省する部分は即座に保育に反映させている。今後は、より詳しい分析ができるよう、各行事のアンケートや定期的な検討会議などを実施し、利用者満足の上昇を図りたい。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>苦情解決責任者や苦情受付担当者、第三者委員の設置など、苦情解決体制を整備しており、保護者へは「入園のしおり」で周知している。苦情があった場合にはクラスで話し合い、園長や主任、担当職員などが今後の方針を決めて、その都度対応している。今後は、玄関に苦情解決の仕組みを掲示したり、苦情記入カードを置くなど、申し出しやすい工夫が望まれる。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者が相談や意見を述べやすい環境として、「入園のしおり」に責任者と受付担当者が記載されており、相談相手を自由に選べ、運営主体である法人にも相談ができる。相談スペースの設置や相談内容の記録も残しており、内容によっては全体会議などで話し合っている。しかし、相談に関する周知方法が、「入園のしおり」以外にはないことが課題である。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者からの相談や意見に対しては、日々の対応や「連絡ノート」などを活用し、積極的な意見の傾聴に努めている。相談や意見には、すぐに担任から主任、園長へ報告する仕組みが出来ており、迅速な対応ができています。意見を基にした話し合いも全体会議で行われており、組織として保育の質の向上へ向けた取組みがなされている。「相談対応マニュアル」の作成が望まれる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 安全な保育の提供に向け、危険を伴う事例の収集を積極的に行っており、収集した事例を基に全体会議で分析や改善策を話し合う機会を設けている。組織として共通理解できるよう、安全確保や事故防止に関する勉強会を実施したり、リスクマネジメント体制を明確化するなど、安心・安全に向けた取組みが園全体で行われている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症に関する管理体制は、園長と看護師を中心に整備されている。職員は勉強会やガイドラインで得た知識を基に、流行した際にはすぐに対策に向けた話し合いを実施するなど、安全確保のための体制が整備されている。感染症の予防策としてアルコール消毒を実施するなど、適切な処置が講じられている。課題後は、管理体制の文書化やガイドラインの定期的な見直しである。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 災害時の安全確保の取組みとして、建物や設備に対して必要な対策を講じている。子どもや保護者、職員の安否確認の方法も定められている。備蓄管理責任者の設置や食料の備蓄、「備品リスト」の作成、地域や行政とも連携して訓練を実施するなど、安全確保に向けた取組みを組織的に行っている。しかし、保護者参加の引渡し訓練などは実施できておらず、今後の課題となる。		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育の標準的な実施方法は文章化されており、職員は入社前と入社後に研修を受けている。また、保育実践が画一的なものにならないよう、職員同士で話し合い、状況に応じたサービスの提供に努めている。しかし、標準的な実施方法の文書には権利擁護などに関する内容が明示されておらず、組織全体での見直しが望まれる。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育の標準的な実施方法についての検証・見直しは、学年会議で定期的に見直す機会を設けており、必要に応じて指導計画に反映させている。PDCAサイクルもしっかりとできており、実施した内容に対してリーダーが最終的に反省を加筆し、記録に残している。今後は、定期的に保護者の意見を聞く機会を設け、検証見直しの幅がより広げられることに期待したい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  アセスメントに基づく指導計画の作成は、責任者を設置し、運営本部、園長、主任が「保育の全体的な計画」を基に策定している。子どもと保護者のニーズも個別指導計画に明示され、意向の把握や同意を含んだ内容になっている。さらに必要に応じてカウンセラーも参加して協議するなど、様々なケースにも対応できる仕組みが確立している。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  指導計画の見直しについては、学年会議で毎月実施している。見直して変更した内容は関係職員に周知するなど、組織的な仕組みが定められている。また、保育の質の向上に関わる課題なども明確にされており、評価した結果を踏まえて次の指導計画の作成に活かしている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  子どもの発達状況や生活状況などを、統一した様式で記録している。個別の指導計画に基づく保育実践を記録に残し、記録する職員による内容や書き方の差異が生じないように、リーダーや園長、主任が指導する仕組みがある。さらに、月に1度会議の場を設けて情報を共有し、会議に参加できない職員には回覧で後日共有するなど、情報を共有する仕組みが整備されている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉑ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;  個人情報保護に関する規程が定められている。記録の管理や個人情報に関する職員周知に向けた取り組みは、年度初めの全体会議の場で教育、研修を実施している。記録管理の責任者は園長が務め、法人と市の取決めも考慮されている。個人情報の取扱いについて、保護者に「入園のしおり」で伝えているが、情報開示に関する規程が明文化されておらず、作成が望まれる。</p>		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「保育の全体的な計画」は、「幼児期までに育て欲しい姿」や「保育所保育指針」などの趣旨をとらえた内容になっている。また、園長が定期的に計画の評価、見直しを行い、次の作成に活かしている。今後の課題としては、保育に関わる多くの職員が「保育の全体的な計画」の作成に参画することが望ましい。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもが心地よく過ごすことのできる環境整備として、保育室内の採光や換気は良好であり、手洗い場やトイレも清潔で明るく、適切な状態が保持できている。また、子どもに危険がないように手作りの仕切りを作製したり、園全体で遊具や家具の配置を考えるなど、生活にふさわしい場の提供ができています。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの発達と発達過程、家庭環境は、「発達チェックシート」などを活用して個人差を把握している。日々の保育の中で、職員が子どもに寄り添って気持ちや欲求を汲み取ろうとしており、自然と職員室に子どもが集まってくることにもつながっている。自己評価で自身の保育を振り返る機会があり、適切な言葉づかいの研修を実施するなど、組織的な取り組みができています。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a ・ ㉔ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>基本的な生活習慣の習得に向け、強制することなく子どもがやろうとする気持ちを尊重し、主体性を大切にしている。子どもの状態に応じて、戸外遊びの後はクールダウンできるよう絵本の時間を設けるなど、活動と休息のバランスが保てるよう工夫している。しかし、実施方法についての明文化ができておらず、マニュアルの作成が望まれる。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>様々な活動ができるように学年ごとにカリキュラムがあり、1日1回戸外で遊ぶ時間を確保している。自発性を発揮できるよう、子どもが主体的になる言葉掛けの職員研修を行い、保育の中で実践している。生活と遊びを通して人間関係が育まれるよう、作品展用に協同して大きな物を作ったり、「お散歩マップ」を見て公園や電車を見に行くなどの社会体験も得られている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>乳児保育に対する生活や遊び、環境への工夫として、危険がないように部屋の角にフワフワした素材の物を設置したり、子どもが安心できる物や人的環境を把握し、個々に応じた援助を行っている。離乳食は給食室と保護者が必ず連携して提供するなど、基本方針である「園と家庭の連携」を密にし、子どものよりよい成長を図る保育が実践されている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	㉔ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>3歳未満児の保育は、基本方針にある「子ども一人一人の理解を深め、発達に応じた援助をする」が実践できるよう、各クラスで子どもの気持ちや考えを尊重し、自我の育ちを受け止めた関わりができています。園の広い場所である廊下や公園などを散歩し、探索活動をしながら様々な年齢の子どもや大人との関わりが図られている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 3歳以上児の保育は、学年ごとにカリキュラムがあり、クラスごとに保育に差異が生じないよう工夫している。異年齢との関わりも大切にしており、戸外遊びや活動の時間などを使って様々な場面で触れ合い、挨拶や思いやりの心などを育てている。今後は、取り組んだ協同的な活動を、保護者だけでなく地域の人たちにも提供する機会の創出に期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 障害のある子どもが安心して生活できる環境として、部屋の外や園外に出ないよう、設備に工夫を凝らしている。個別指導計画の作成や計画に基づいた保育も実践できている。保護者とは、担任や園長、カウンセラーなど様々な相談方法がある。外部研修で得た知識や情報をクラス担任にフィードバックするなど、組織的に安心して生活できる環境作りに努めている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの在園時間を考慮した環境作りとして、家庭的でゆったりと過ごせるよう、手作りのくつろげる物を保育室に置いている。子どもの状況に応じて、職員室や近くの保育室への行き来がすぐにもできるようにも配慮している。夕方以降は、お腹が空いてしまわないよう補食を提供したり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごせるような環境設定もできている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 就学へ向けた取組みとして、保育の中で遊ぶ時間を決めたり、平仮名や足し算を勉強する「小学校ごっこ」を取り入れ、小学校以降の生活に見通しが持てる機会を設けている。保護者に対しては、5月と12月に就学へ向けた個人懇談が実施されている。園と小学校とが幼保小連絡会で意見交換を行い、園長の責任の下に「保育所児童保育要録」を作成している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「健康管理マニュアル」に基づき、子ども一人ひとりの健康状態を把握している。職員は、熱性けいれんや乳幼児突然死症候群に関する研修を受けている。保護者からは、子どもの既往歴や予防接種の状況を得ており、「園だより」や「入園のしおり」で健康に関する情報を発信している。今後は、保護者への乳幼児突然死症候群に関する情報提供に期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 健康診断や歯科健診の結果を記録し、関係職員にも周知できている。職員は全体会議で結果を共有し、保健計画に反映させて保育を行っている。子どもたちに歯磨きの大切さを伝えるため、市の関係職員が園に向いて歯磨き指導を行うなど、関係機関とも連携して取り組んでおり、それが家庭での生活にも活かされている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉠ ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; アレルギー疾患や慢性疾患のある子どもについては、「アレルギー対応ガイドライン」を下に適切に対応している。保護者と主任が、給食室で面談や連携を密にして方針を固めている。職員はアレルギーについての研修や提供の仕方を学び、得た知識を保育の中で活用している。食事提供の際、間違えないようにトレイを変えたり、机の配置に配慮するなどの工夫がある。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育活動に力を入れており、育てた野菜を給食の食材として使用したり、紙芝居や絵本を通じて興味、関心が持てるよう工夫している。食事量も個人差に応じて加減し、食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう、市と連携して援助している。今後、当日の献立をアプリで配信する計画があり、さらなる家庭との連携が期待される。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ② ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりの発育状況や体調を考慮したメニューになっており、体調不良の子どもにはお粥を提供するなど、給食室との連携も密である。子どもの食べる量や嗜好も担任が把握しており、全クラスの結果を踏まえ、主任と給食室とで月に1回話し合う場を設けている。しかし、調理員が子どもの食べている様子や話を直接聞けるような機会はなく、今後の課題となる。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 家庭との連携としては、連絡帳や年に2回の個人面談があり、「コドモン」を利用してクラスの日常を配信するなど、保護者が園（職員）と情報交換する機会や日常的な情報を得られる仕組みが確立している。保護者アンケートでも高い評価を得ているように、応対時に子どもの様子を的確に伝えており、保護者と職員とが子どもの成長を共有できる支援が実践されている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 日々のコミュニケーションにより保護者との信頼関係が構築されており、担任や主任、園長が相談に応じる体制もできている。園の特徴（広いスペース）を活かし、保護者の就労状況や個々の事情に配慮した支援を行っており、必要に応じて別室で話ができるような機会も提供している。相談内容も適切に記録され、保護者が安心して子育てができる仕組みが出来ている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 虐待の兆候を見逃さないよう、子どもの心身の状況や家庭での養育状況の把握に努めている。疑いがある場合は、すぐに園長や主任へ報告し、園全体で対応を協議する体制ができている。また、虐待に対するマニュアル整備や職員研修も定期的を実施し、虐待の早期発見、関係機関へのスムーズな情報提供が行えるよう周知徹底している。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 職員は、年2回自己査定を行い、学年のリーダーも各クラスの査定を行い、結果を主任や園長へ報告するなど、園全体で保育の改善や専門性の向上を図っている。さらに、自己評価を基に園長が各クラスの担任へ保育内容の反省をフィードバックするなど、自己研鑽につながるような仕組みが確立している。		